

平成28年度組織改正について

平成28年度においては、交流人口の拡大に伴う地域経済の活性化や文化スポーツ活動の更なる発展に向けた取組みを強化するための体制整備を行うとともに、住宅政策の総合的な取組みの推進、教職員に関する権限移譲に向けた準備体制の強化、などのための組織改正を行う。

1 局レベルの改正

(1) 復興事業局の廃止

基幹事業である防災集団移転促進事業や被災宅地復旧事業が概ね完了し、所管事業が大幅に減少することに加え、継続する事業についても、既存施策との一体的な取組みが重要となることから、関係部局に業務を移管し、復興事業局を廃止する。

(2) 文化観光局の新設

国内外からの観光客誘致や大規模な文化スポーツイベントの開催を促進することにより、交流人口の拡大に伴う地域経済の活性化や文化スポーツ活動の更なる発展を図るため、「文化観光局」（交流企画課、東北連携推進室、観光交流部、文化スポーツ部）を新設する。

(3) 東西線建設本部の廃止（交通局）

平成27年12月に地下鉄東西線が開業したことに伴い、東西線建設本部を廃止する。

2 部レベルの改正

(1) 復興事業局の廃止に伴うもの

① 震災復興室の移管（まちづくり政策局）

復興事業の全庁的な調整や進捗管理を適切に行うため、復興事業局震災復興室（課相当）をまちづくり政策局に移管し、「震災復興室」（部相当）（課制なし）とする。

② 復興まちづくり部の廃止（復興事業局）

防災集団移転促進事業や被災宅地復旧事業が概ね完了したため、継続する事業を関係部局に移管し、復興まちづくり部を廃止する。

③ 生活再建推進部の移管（健康福祉局）

被災者の生活再建支援事業について、既存の福祉施策と連携した取組みがより重要となるため、復興事業局生活再建推進部を健康福祉局に移管する。

(2) 文化観光局の新設に伴うもの

①東北連携推進室の新設（文化観光局）

東北の各都市との広域的な連携を強化し、本市を含む東北全体の交流人口を拡大するため、「**東北連携推進室**」（部相当）（課制なし）を新設する。

②文化スポーツ部及び国際経済・観光部の移管（文化観光局）

市民局文化スポーツ部及び経済局国際経済・観光部を文化観光局に移管し、国際経済・観光部の名称を「**観光交流部**」（観光課，誘客戦略推進課）とする。

(3) 財政部の新設（財政局）

財政運営の健全性確保に向けた取組みを強化するため、「**財政部**」（財政企画課，財政課，契約課，検査課）を新設する。

(4) 地域政策部及び市民協働推進部の再編（市民局）

市民協働によるまちづくりや市民の安全安心の確保に向けた取組みを区役所と連携して推進していくため、地域政策部及び市民協働推進部を再編し、「**協働まちづくり推進部**」（区政課，地域政策課，市民協働推進課，男女共同参画課）及び「**生活安全安心部**」（市民生活課，自転車交通安全課，広聴統計課，消費生活センター）とする。

(5) 都市開発部の名称変更（都市整備局）

機能集約型市街地の形成に向け、時代のニーズに合わせた市街地整備の取組みを推進するため、都市開発部の名称を変更し、「**市街地整備部**」（市街地整備調整課，市街地整備事業課，蒲生北部整備課，荒井開発事務所，富沢駅周辺開発事務所）とする。

(6) 住宅政策部の新設及び住環境部の名称変更（都市整備局）

人口減少社会において重要となる住宅政策について、民間住宅と市営住宅に係る取組みを一元的に推進するため、「**住宅政策部**」（住宅政策課，市営住宅管理課）を新設する。これに伴い、住環境部の名称を変更し、「**建築宅地部**」とする。

(7) 教育人事部の新設（教育局）

平成 29 年度に行われる市立小中学校等の教職員の給与等の負担や教職員定数，学級編制基準等に関する権限の宮城県からの移譲に向けた準備体制を強化するとともに、事務局職員及び教職員等，局内職員の一体的な人事管理を図るため、「**教育人事部**」（人事課，教職員課，教職員移譲事務準備室，教育センター）を新設する。

(8) 東西線建設本部管理部及び建設部の廃止（交通局）

平成 27 年 12 月に地下鉄東西線が開業したことに伴い、東西線建設本部管理部及び建設部を廃止する。

3 課レベル以下の主な改正

(1) 財政局関係

- ・ 中長期的視点を重視した財政運営をより効果的に推進するため、財政課及び資産マネジメント推進室を再編し、「**財政企画課**」（総務係、公共施設総合調整係）及び「**財政課**」（資金係、予算第一係、予算第二係）とする。
- ・ 市有債権管理の総括及び各債権所管課の支援を行い、適正な債権管理を推進するため、納税管理課の名称を「**収納管理課**」に変更するとともに、収納管理課に「**債権管理係**」を新設する。
- ・ 市税徴収事務に係る企画部門と実務部門を一元化することにより、効果的かつ効率的な滞納整理を行うため、滞納対策課の名称を変更し、「**徴収対策課**」するとともに、納税管理課徴収企画係を徴収対策課に移管する。

(2) 子供未来局関係

- ・ 民営化に伴い、八木山保育所及び将監保育所を廃止する。

(3) 経済局関係

- ・ 東部地域における農業復興事業の進捗を踏まえ、東部農業復興室を廃止する。これに伴い、東部農業復興室事業調整係を農林土木課に移管し、名称を「**ほ場整備推進室**」とする。
- ・ 6次産業化の更なる推進や営農支援業務の一本化による市民サービスの向上を図るため、農政企画課農地保全係並びに東部農業復興室復興支援係及び農と食のプロジェクト推進係並びに農業振興課農商工連携推進室を再編し、農政企画課「**農食ビジネス推進室**」（係相当）並びに農業振興課「**担い手育成係**」及び「**地域支援係**」とする。

(4) 文化観光局関係

- ・ 市民局市民協働推進部交流政策課を文化観光局に移管し、名称を「**交流企画課**」（庶務係、交流係）とする。
- ・ 経済局国際経済・観光部観光交流課及び国際プロモーション課を観光交流部に移管し、名称を「**観光課**」（観光企画係、賑わい創出係）及び「**誘客戦略推進課**」（インバウンド推進室、コンベンション推進室）とする。
- ・ 市民局文化スポーツ部スポーツ振興課及び文化振興課を文化スポーツ部に移管する。

(5) 都市整備局関係

- ・ 防災集団移転後の跡地利活用事業等を既存の都市計画事業と一体的に行うため、復興事業局震災復興室並びに復興まちづくり部事業計画課、住宅再建支援課及び移転工事課の業務を計画部に集約し、「**復興まちづくり課**」（管理係、事業係）を新設する。
- ・ これまでの都市基盤整備に加え、地域主体によるまちの魅力づくりや活性化等の取り組みの推進、相談窓口の一本化による市民サービスの向上を図るため、区画整理課及び都市再開発課を再編し、「**市街地整備調整課**」（管理係、都市再生推進係）及び「**市街地整備事業課**」（事業清算係、区画整理係、再開発係）とする。
- ・ 区画整理事業の完了に伴い、仙台駅東第二開発事務所を廃止する。
- ・ 区画整理事業を一体的に行うため、復興事業局復興まちづくり部蒲生北部整備課を市街地整備部に移管する。

- ・ 復興公営住宅の整備が概ね完了したことに伴い、復興公営住宅室を廃止する。
- ・ 公共施設の長寿命化に向け、計画的な修繕等を実施するため、公共建築部に「**公共施設マネジメント推進課**」（推進調整係）を新設する。
- ・ 滑動崩落防止施設の維持管理等を宅地保全指導と一体的に行うため、復興事業局復興まちづくり部宅地保全調整課を建築宅地部に移管し、開発調整課「**宅地保全係**」とする。

(6) 建設局関係

- ・ 地下鉄東西線関連の道路施設整備等の進捗に伴い、南道路建設課東西線推進事業係を廃止するとともに、東部復興道路及び津波避難道路整備の本格化により、南道路建設課に「**東部復興道路推進事業係**」を新設する。

(7) 区役所関係

- ・ 被保護世帯の増加に対応するため、太白区保護課に「**保護第五係**」を新設する。

(8) 教育局関係

- ・ 平成 29 年度に開催される全国高等学校総合体育大会の準備業務の本格化に対応するため、健康教育課に「**インターハイ推進室**」（係相当）を新設する。
- ・ いじめの早期発見、早期対応及び未然防止に向けた取組みを強化するため、教育相談課に「**いじめ不登校対策班**」を新設する。

(9) 交通局関係

- ・ 東西線建設等に関連し、一部継続する業務を東西線建設本部より鉄道技術部に移管し、「**東西線事業室**」（課相当）（建設係、沿線調整係）を新設する。
- ・ IC乗車券導入業務が終了し、業務量が減少することに伴い、IC乗車券推進室を廃止し、経営企画課に「**icsca 事業係**」を新設する。
- ・ 平成 27 年 12 月に地下鉄東西線が開業したことに伴い、運営計画室を廃止し、営業課に「**調整係**」を新設する。

(10) ガス局関係

- ・ ガスシステム改革に的確に対応するため、情報システムを経営部門と密接に連携させながら再構築する必要があることから、システム管理課システム管理係を経営企画課に移管し、システム管理課を廃止する。
- ・ 戦略的かつ効率的に営業活動を推進するため、泉・南営業所の地域営業業務を集約化し、営業企画課に「**地域営業係**」を新設するとともに、両営業所を廃止する。
- ・ 保安体制の更なる強化を図るため、泉・南営業所及び保安課の保安業務全般を集約し、製造供給部に「**保安センター**」（第二種公所）（保安管理係、保安係）を新設する。

4 学校等教育機関の改正

- ・ 荒浜小学校及び中野小学校を廃止する。